
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 133 回金融商品専門委員会及び第 392 回企業会計基準委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 133 回金融商品専門委員会（2018 年 9 月 11 日開催）及び第 392 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 12 日）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討

その他の有価証券の時価としての月中平均価額の使用

（第 133 回金融商品専門委員会）

2. その他の有価証券の貸借対照表価額として月中平均価額を使うという考え方も否定されないと考えているが、時価の定義との整合性を重視し貸借対照表価額に月中平均価額を認めないのであれば、減損の判定基準に用いる価額としてのみ月中平均価額を認める考え方は理解できる。その場合、減損の判定基準に使う価額と貸借対照表価額とが異なることとなる点は、やむを得ないと考える。
3. 複雑性が増すため、時価について複数の取扱いを認めるべきではなく、事務局提案のようにその他の有価証券の貸借対照表価額は算定日の時価とするべきと考える。その上で、減損の判定基準に用いる価額を必ずしも算定日の時価としなければならないというものではないと考える。ただし、減損損失を認識する場合でも、減損後の貸借対照表価額は算定日の時価であるべきである。
4. 貸借対照表価額と減損の判定基準に用いる価額を、切り分けて考えている。減損の判定基準に用いる価額と減損後の貸借対照表価額とが異なるという点については、致し方ないと考える。
5. 事務局提案に賛成する。減損の判定基準に用いる価額はいくまでトリガーであるため、減損の判定基準に用いる価額と減損後の貸借対照表価額が乖離しても差し支えないと考える。
6. わかりやすさの観点から、減損の判定基準に用いる価額も含めて、すべて測定日の

時価を用いるべきと考える。

7. 月中平均価額をその他の有価証券の貸借対照表価額として認めた際の議論では、急激な市況の変動を緩和するという理由があったと理解している。これを踏まえると、月中平均価額を貸借対照表価額として使うことも検討の余地があるのではないか。
8. 本件の審議対象は、時価の算定と開示であり、減損処理を含むその他の有価証券の貸借対照表価額を定めるものではないと考えられるため、本論点については金融商品会計基準の見直しの際に検討してはどうか。その場合、現在検討中の時価の定義は、月中平均価額の算定の前提となる各日の時価の算定方法を定めていると暫定的に整理することでどうか。
9. 金融商品会計の検討結果を待つ必要性は乏しいことの理由として、FVOCI オプションにおいてその他の包括利益のノンリサイクリング処理を認める処理を採用するとは限らない点が記載されているが、FVTPL でも減損は不要であるため、記載の見直しが必要ではないか。

(第 392 回企業会計基準委員会)

10. その他の有価証券の貸借対照表価額について、月中平均価額の使用も認めてよいのではないかと考えるが、算定日の時価とする事務局提案に強く反対するものではない。減損の判定基準に用いる価額として月中平均価額を用いることができるかという論点に関しては、現行の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」をベースにすれば不可能と考える理由はないと考えられる。また、貸借対照表価額と減損損失の算定では別の方法を採用したとの説明が可能であると考えられるため、減損後の貸借対照表価額には月中平均価額を引き続き使用してもよいのではないか。
11. その他の有価証券の貸借対照表価額を算定日の時価とすることに賛成する。また、減損の判定基準に用いる価額には期末の一時点の瞬間的な価額を必ずしも用いるものではないため、月中平均価額の使用も認めることに賛成する。減損損失の算定においては期末時価を用いることが整合性の観点から良いと考える。
12. 不連続に価格が変動するような状況では、貸借対照表価額としての月中平均価額に何らかの意味を見出すことは難しく、また期末評価額と整合しないという点も踏まえ、減損の判定基準に用いる価額にも月中平均価額を認めず、すべてを算定日の時価で統一してもよいのではないか。

第三者から入手した価格を利用する際の評価

(第 133 回金融商品専門委員会)

審議事項(2)-7

13. 一般事業会社に第三者から入手した価格を利用する際の別途の取扱いを認める件について、アウトリーチでは金融機関からも実務上の困難さが聞かれており、対応が困難だと言うことだけでは理由にならないのではないか。IFRS 第 13 号には一般事業会社への特例はないため、それを認めるためには日本基準独自の理由が必要ではないか。
14. 実務で対応すべき論点と考える。例外的な取扱いを会計基準上に設けることで、ネガティブなインパクトを与えないかを懸念する。
15. 第三者から入手した価格を利用する際の評価について、金融機関に対してより高い期待があることは理解しており、一般事業会社に対し配慮が必要であるということには同意する。ただし、基準上に明確に規定できるか疑問である。
16. 本質的には重要性に関する議論と考えており、結論の背景に記載するにとどめ、実務で対応すべき論点と考える。
17. 第三者から入手した価格を利用する際の評価の程度については、画一的に定められるものではなく、実務上判断していくべき問題である。ただし、基準に織り込むか否かは別として、導入前に議論することは重要と考える。
18. 会計基準で対応すべきものでもないという考え方も理解できるが、作成者や監査人の立場からは、作成責任を果たせたかの判断に有用であるため、一般事業会社に対して別途の取扱いの必要性を検討することを通じて、何らかの目線を示すことを検討してはどうかと考える。
19. 財務諸表作成者が、金融商品のリスクや評価方法について、理解すべきではあるが、実務上の困難さがある。また、より詳細な情報の提供はブローカーから拒否される可能性もある。

(第 392 回企業会計基準委員会)

20. 一般事業会社においてもブローカー価格を用いるのであれば、金融機関と同じルールが適用されるべきであり、一般事業会社のみで例外的な取扱いを定めることに反対する。
21. ブローカー価格の利用にあたって時価の要件を満たすかどうかの企業の判断を求めるとすると、事実上ブローカー価格を使う意義が失われると考えられるため、提案に強く反対する。

会計は企業活動を忠実に反映すべきものであるのに対し、IFRS 第 13 号の規定をそのまま導入すると、会計基準が企業の行動を制約する規制のような役割を果たす

ことになり、会計基準の範疇を超えていると考えられる。

また、ブローカー価格を利用する商品は短期的な売買の対象でないものがほとんどであり、企業の中で短期的に時価を緻密に把握するニーズはない。IFRS 第13号の規定がそのまま導入される場合には相当なコストがかかると考えられ、場合によっては投資方針にも影響する可能性もある。

仮にこの提案を導入するとなった場合には、移行期間にも十分な配慮が必要であるほか、会計基準に沿って価格が形成されていると企業が判断するための具体的な例示を公開草案の段階から示すべきである。

22. 現在の日本では市場価格やブローカー価格を十分に検証する実務が必ずしもある訳ではないため、本提案を導入すると作成者間や監査法人間で運用に格差が生じる可能性があると考えられる。そのため、検証を行う上での目線等を示すことを検討すべきである。

金融商品の時価に関する開示の適用対象企業の検討

レベル3を対象とする開示項目のみに対する適用対象企業の検討

(第133回金融商品専門委員会)

23. レベル3の開示を行うことで、平時から危機時の流動性リスク等を視野に入れた分析を行うことができるメリットがあるため、レベル3を対象とする開示項目について適用対象企業を限定しない事務局の提案に賛成する。
24. 一般的にレベル3の金融商品の時価には経営者の見積もりの要素が多く含まれており、平時から開示すべき有用な情報と考える。基準上で適用対象企業に関する追加的な要件を定めて開示を限定するべきでなく、一般的な重要性原則の中で考えるべきであり、レベル3を対象とする開示項目について適用対象企業を限定しない事務局の提案に賛成する。

時価のレベル等の全般的な開示項目とレベル3を対象とする開示項目の両方に対する適用対象企業の検討

(第133回金融商品専門委員会)

25. 仮に金融機関以外にレベル3の金融商品しか開示を求めない場合、海外の投資家から日本基準はIFRS第13号から乖離していると判断されるリスクがある。また事務局提案の金融業も営む一般事業会社の判定基準が分かりづらく、財務諸表作成者が

理解できるかどうかの懸念もある。そのため、一般事業会社についても一般的な重要性の観点で開示要否を判断することでどうか。

26. 一般事業会社の開示対象をレベル3の金融商品だけに限定すると、国際的な整合性が図られないことになるため、一般事業会社について基準上で別個の定めを設けることは難しいと考える。会計基準の運用の中で議論すべき論点であり、開示の趣旨を結論の背景等で明らかにすることが現実的な対応ではないか。
27. 昨今は一般事業会社でも金融業を営む会社があり、金融機関との線引きが難しい。さらに、内部統制の目線をまで金融機関とそろえることは難しいが、レベル別の残高開示はコストの高い開示項目とは考えられない。そのため、一般事業会社にも当該開示項目を求めることでよいのではないか。
28. 一般事業会社と金融機関を同一に扱うことは、全体的なコストが大きくなるため、難しいと考えられる。事務局の提案は、経営者の主観性が高く、測定の不確実性がある取引を開示することのメリットと、全体的なコストを考慮した折衷案であり、この方向性で検討することに賛同する。将来的に日本基準からIFRSへの移行を考えている企業にとっても、今回レベル3の開示を導入しておくことは、移行時の負担を減らすメリットがあると考えられる。
29. レベル3の開示を行う上ではその前段階として保有する商品をレベル1からレベル3に区別するの必要があり、レベル1とレベル2の残高を開示することに追加的なコストは大きくないと考える。またインプットや評価技法の定性的な開示については、その内容は毎年変わるような性質のものでは無いため、作成コストは大きくないと考える。以上より、一般事業会社にもレベル1と2の開示も求めることでよいのではないか。
30. 金融業以外の開示を限定した場合に、将来退職給付の会計基準の改定を検討するときに、制度資産の開示を導入することの障害となる可能性がある。また実務上コストがかかるのはレベル3の開示であり、レベル1とレベル2の開示は導入時には一定のコストがかかるものの継続的なコストは高くないと考えられるため、一般事業会社にもレベル1とレベル2の開示を求めることでよいのではないか。
31. 仮に金融商品の会計基準が改正されて非上場株に時価評価が適用された場合には、レベル3にあたる資本性金融商品が大幅に増えることが予想される。仮に会計基準が変わった際には再検討が必要になる可能性があるため、その旨を結論の背景等に記載するのはどうか。

(第392回企業会計基準委員会)

32. 提案の内容が複雑であり、金融機関以外にもさまざまな金融商品を保有する会社もあるため、基準上は一般的な重要性の原則で開示要否を判断することでよいのではないか。レベル1とレベル2の開示について、作成者に負担がかかることにより省略することを検討しているのであれば、金融機関であるかどうかに関わらずこれらの開示を当面の間省略するとしてもよいのではないか。金融商品を多く保有している金融機関であれば仮に当面の間省略できると定めたとしても開示することが想定されるため、結果的に提案と同じ効果が得られると考えられる。
33. 金融機関以外でも複雑な金融商品を保有する一般事業会社はあるため、一般事業会社にもレベル3を対象とする開示項目を求める事務局の提案に賛成する。
34. 評価技法やインプットの説明は、作成コストは低く企業が当然把握しているべきものであると考えるため、金融機関以外にも開示を求めるべきである。
35. レベル3の金融商品を保有している場合には開示は必要になると考えるが、レベル3の開示の中でも、感応度の記述的な説明（定性的な感応度分析）や代替的な仮定に変更した場合の影響（定量的な感応度分析）は、一般事業会社にとっては専門知識や人的資源の面から難易度が高いのではないか。

金融商品の時価に関する開示項目の検討

公正価値のレベルごとの残高

(第133回金融商品専門委員会)

36. 時価が帳簿価額に近似する場合に時価開示の適用対象外になることについて、分かりやすさの観点から設例等で示すことを検討してはどうか。
37. 時価が帳簿価額に近似する場合に時価開示の適用対象外とする事務局の提案に賛成する。

(第392回企業会計基準委員会)

38. 開示事項の間で整合性が取れており、事務局の提案に賛成する。
39. 時価が帳簿価額に近似するとみなせる理由としての「短期間で決済されるため」との企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の記載を残すべきではないか。

期首残高から期末残高への調整表

(第133回金融商品専門委員会)

40. 重要性の分析について、期首から期末への変動の大部分が、単一の変動理由によって説明できる場合に限られるとされているが、もう少し一般的な重要性を幅広く捉えてもよいのではないか。

→ここでは、表形式によらないことができる場合の重要性を議論しており、一般的な重要性とは別のものである。
41. 表形式によらない場合の重要性の考え方について、表形式によらない説明が認められるのは変動の大部分が単一の変動理由によって説明できる場合に限られるとされているが、各変動理由の全てが重要でない場合も該当すると考えられる。
42. 表形式によらない説明が認められるのは、説明では変動の大部分が単一の変動理由によって説明できる場合となっているのに対し、提案では「大部分の」の文言が抜けている。
43. 売買目的有価証券とデリバティブについてはトレーディング目的で保有されており回転売買されるものであるため、これらについて純額表示を認めることは理解できる。

(第392回企業会計基準委員会)

44. アウトリーチの意見に依存しすぎていると感じており、議論の進め方に違和感がある。アウトリーチは参加者が限られていることからその意見に依拠しすぎるべきではない。アウトリーチの意見を除くと開示を正当化する理由が乏しいと考えられるため、導入には基本的には反対である。

仮に調整表を導入するとなった場合には、レベル3の振替額については重要な変化が起きたことのシグナルになるため示してもよいと考えるが、それ以外の変動要因は簡略化してもよいのではないか。
45. 調整表の目的は残高の増減とその理由を把握することであると理解しており、残高の増減が金融商品の数量の増減によるのか、価格の変動によるのかを把握することに集約されると考えると、特に「購入、売却、発行及び決済額」の内訳を示す必要性は低いのではないかと考える。導入するには、各増減理由を含めた開示の目的や便益を明確化する必要がある。
46. 利用者と作成者の意見が対立しているため、利用者側の参考人を複数名招致して情報の有用性を確認してみてもどうか。

観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響

(第 133 回金融商品専門委員会)

47. 観察できないインプットを代替的な仮定に変更した場合の影響について、概ね意見は出尽くしたと考えられるが、利用者と作成者の意見が平行線となっている。公開草案では作成者と利用者のそれぞれから適切にコメントが得られるよう両論併記で出してはどうか。また、米国基準では開示対象から外れているが、米国の財務諸表を利用している方の意見を、公開草案で頂くことも考えられる。
48. IFRS の結論の背景は IFRS 適用前に書かれたものであり適用後の情報が入っていないため、結論の背景の記載をあまり重視するべきではない。
49. 本開示は予測情報とも考えられ、過去情報を中心とした現在の財務諸表における開示に導入されることに違和感がある。公開草案で広く意見を聞くべきである。
50. 予測情報として捉えるのではなく、測定に関する様々なシナリオを理解する目的で利用したい。繰り返しになるが、本開示は VaR などの市場リスクの分析では捉えられない時価の測定の不確実性を把握することに役立つ。
51. 経営者が時価評価する上で用いられなかった代替的な仮定を説明することによって、経営者が選択した時価評価の合理性を示すことになる。

具体的な開示の前提や様式は財務諸表作成者に委ね、開示の内容を特定しない事務局提案には賛成するが、結論の背景では作成者の指針となるようなものを記載できるとよいと考える。

(第 392 回企業会計基準委員会)

52. レベル 3 に分類される金融商品は短期的に売買するものではないため、経営者は短期的な時価の変動にはあまり関心がない。時価で評価すること自体が保有方針と適合していないにもかかわらずこのような開示を求めることは行き過ぎていると考えられる。また本開示は作成方法の詳細が定められておらず比較可能性がないことも踏まえると、開示する必要性に乏しく、導入には強く反対する。

公開草案では原則導入しない方向で提案して利用者の意見を聞くことが良いのではないか。導入する方向で提案した場合には、導入する理由に関する意見が広く集まらない懸念がある。

53. 米国会計基準における公正価値会計に関する開示の見直しでも、定量的な感応度分析を導入しないことが改めて決定されており、本開示項目は必要性に乏しいと考え

られる。

時価のレベルに関する説明

(第 392 回企業会計基準委員会)

54. 図表 1 のインプットが複数ある場合のイラストについて、レベル 1 のインプットを調整する場合には時価がレベル 2 または 3 に分類される旨の記載があるが、この図表はレベル 1 のインプットを調整している図ではないので、記載を修正すべきではないか。

以 上